

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成27年1月23日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成27年1月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人中郷区まちづくり振興会

3 代表者の氏名

竹内 靖彦

4 主たる事務所の所在地

上越市中郷区二本木1959番地4中郷区コミュニティプラザ内

5 定款に記載された目的

この法人は、中郷区の住民に対して、住民と行政の協働によって地域の歴史や生活文化を受け継ぎ、現代に活かして発展させ、豊かな地域社会を築いていくことを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 社会教育の推進を図る活動

(3) まちづくりの推進を図る活動

(4) 観光の振興を図る活動

(5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

(6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(7) 環境の保全を図る活動

(8) 地域安全活動

(9) 子どもの健全育成を図る活動

(10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動